

(写)

30 西市納第 1715 号
平成 30 年 8 月 22 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 林 たつや 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 29 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について (通知)

平成 30 年 3 月 29 日付 29 西監第 186 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、関係書類間の内容や日付の不整合、必要事項の記載漏れ、請書に添付すべき書類の漏れなどが見受けられた。「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>西東京市契約事務規則に基づき適正な事務処理を行う。 納税課で実施する契約手続きを全て洗い出し、これらに関する詳細な課内マニュアルを作成した。 起工起案・実施起案から支出の手続までの契約事務の各段階において契約事務の手引きの確認や「主管課契約（請書契約）の手続チェックシート」及び課内マニュアルの活用を徹底するよう課内に周知した。</p>
指摘事項 2	<p>公印の事前押印について、西東京市公印規則では、事前押印の場合には、総務法規課を経由して総務部長の承認を受けることを定めているが、総務部長の承認を受けずに事前押印を行っているものが見受けられた。規則にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>西東京市公印規則に基づき、適正な事務処理を行う。事前押印に係る手続について、課内会議等において周知徹底した。 また、納入通知書、市税等領収証書以外で公印印刷、公印事前押印及び電子公印使用を要する文書についても、課内に周知徹底をしたほか、引継書への記載を行った。</p>